

# 医療機関における宿日直 不許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

## 通常業務との分離

【ポイント】通常の勤務態様が継続している間は宿日直の許可の対象にならない。(※)

救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	内科、小児科、外科、皮膚科、産婦人科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、精神科、麻酔科、放射線科、リハビリテーション科、化学療法科、病理診断科		
病床数	340床	労働者数	490人
対象者数等	勤務医29人		
宿日直勤務時間	日直(月1回):14時~17時		
対象業務	緊急事態に備えての待機、文書又は電話收受等		
労基署の調査概要	過去1か月間の実績を調査。 救急指定病院として月25日程度、救急患者を受入。 日直勤務日の14時までは時間外労働として勤務し、14時以降は宿直室に移動して待機。 ほぼ毎回、14時以降も患者への治療等が複数回発生(合計約30分~2時間)。 終業時刻に密着して行う短時間の断続的な労働と判断		

(※) 始業又は終業時刻に密着して行う短時間(おおむね4時間程度未満)の監視又は断続的な労働は、日直の業務として許可の対象とならない。  
(昭和43年4月9日付け基収797号)

# 医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

## 精神科

救急指定の別	二次救急病院		
診療科・部門	精神科		
病床数	390床	労働者数	290人
対象者数等	勤務医14人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 17時～翌8時30分(毎日) 日直(1人当たり月1回): 8時30分～17時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去1か月間の実績を調査。</li> <li>○ 当該病院を含めた地域の精神科の3病院が1か月交代で救急患者を受入れ(救急輪番制)。輪番月は外来患者が増加するが、宿日直医師の他にオンコール医師(精神保健指定医)を配置。</li> <li>○ 宿日直中の業務としては、病棟の定時的巡視がある。 :発生件数は、1日1件。 対応時間は、35分程度。</li> <li>○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の転倒時の処置 :年2～3回。1件当たり1時間程度。</li> <li>・外来患者に対する薬の処方 :輪番月で月20回。1件当たり10分程度。</li> <li>・患者死亡時対応(看取り、死亡診断書作成) :年1回以下。1件当たり30分程度。</li> </ul> </li> </ul>		

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	精神科		
病床数	210床	労働者数	160人
対象者数等	勤務医5人、他病院からの受入医2人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 18時15分～翌8時45分(毎日) 日直(1人当たり月1回): 8時45分～17時(土日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機、休日急病当番時の外来・電話対応		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去3か月間の実績を調査。</li> <li>○ 救急指定は受けていないが、月1回程度当番病院として対応。</li> <li>○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の容体急変への対応 :発生頻度は92日中45日。 対応時間は1件当たり20分程度。</li> <li>・当番病院の日には新規外来患者に対する電話対応、診察等が発生するが、1日平均30分程度。</li> </ul> </li> </ul>		

# 医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

## 精神科

救急指定の別等	精神科救急医療の当番病院		
診療科・部門	精神科、心療内科、内科、歯科		
病床数	330床	労働者数	310人
対象者数等	勤務医9人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 17時15分～翌8時45分(月～土) 日直(1人当たり月1回) : 8時45分～17時15分(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去1か月間の実績を調査。</li> <li>○ 当該1か月間における宿直のうち8回、日直のうち1回が救急指定当番日。</li> <li>○ 宿日直勤務では、患者の問診、電話の收受を実施。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・問診 : 発生件数は、宿直中月32回、日直中月6回。対応時間は、1件当たり10分程度。</li> <li>・電話の收受 : 発生件数は、宿直中月67回。日直中月21回。対応時間は、1件当たり2～10分程度。</li> </ul> </li> <li>○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院受入れ : 発生件数は、宿直中月3回、日直中月1回。対応時間は、1件当たり15分程度。</li> <li>・死亡確認を行うことがある。 : 対応時間は、1件当たり15分程度。</li> </ul> </li> </ul>		

救急指定の別等	精神科救急医療の当番病院		
診療科・部門	精神科、心療内科、内科、消化器科		
病床数	170床	労働者数	120人
対象者数等	勤務医2人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回) : 17時～翌9時(月～金) 日直(1人当たり月1回) : 9時～17時(土日のみ) ※本事例は、このうち、救急指定当番日(年50日程度)に係るもの。		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<p style="font-size: 2em; margin: 0;">}</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急指定当番日以外の日の宿日直は許可済み。</li> <li>・救急指定当番日については、22時以降の宿直のみ許可を得ていたが、その後の業務実績から、日直及び17時から22時までの宿直も許可対象となり得る勤務実態であることを確認した上で、改めて救急指定当番日の宿日直全体について許可申請に至ったもの。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去1年間の実績を調査。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去1年間における救急指定当番日は43日。</li> <li>・うち宿直は36日(回)、日直は7日(回)。</li> </ul> </li> <li>○ 宿日直勤務中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急外来患者等の対応 : 発生件数は、宿直中年4回、日直中年1回 対応時間は、1件当たり30分程度。</li> </ul> </li> <li>○ 宿日直時間帯には、看護師のほか、外部からの電話連絡等に対応するための事務員を配置し、一次対応を行うなどタスクシェアを図っている。</li> </ul>		

# 医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

## 精神科

救急指定の別	一次救急病院		
診療科・部門	内科、脳神経内科、精神科、整形外科、放射線科、リハビリテーション科、歯科		
病床数	680床	労働者数	540人
対象者数等	他病院からの受入医8人		
宿日直勤務時間	日直(1人当たり月1回)：9時～18時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去5か月間の実績を調査。</li> <li>○ 精神科病棟について医師1名、内科病棟について医師1名が、それぞれ日直勤務を担当。</li> <li>○ 宿日直勤務では、病棟内定期巡回(1勤務当たり 1回・10分程度)のほか、患者の問診、看護師等に対し、次の指示を行う。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科病棟                 <ul style="list-style-type: none"> <li>:服薬・身体拘束等の指示。</li> <li>発生件数は、3か月間で16回</li> <li>対応時間は、1件当たり5分程度。</li> </ul> </li> <li>・内科病棟                 <ul style="list-style-type: none"> <li>:服薬・点滴等の処置を指示。</li> <li>発生件数は、3か月間で17回</li> <li>対応時間は、1件当たり5分程度。</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 宿日直勤務中に発生する通常業務の状況は次のとおり。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡確認                 <ul style="list-style-type: none"> <li>:発生件数は、3か月間で5回、</li> <li>対応時間は、1件当たり30分程度。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		

# 医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

## 産科

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	産科		
病床数	15床	労働者数	25人
対象者数等	勤務医5人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回)：18時～翌9時(火・水・木・日)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去1か月間の実績を調査。</li> <li>○ 宿直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の急変対応(予定より早い分娩対応) <ul style="list-style-type: none"> <li>:発生件数は、月3件。</li> <li>対応時間は、1件当たり20分程度。</li> </ul> </li> <li>・外来患者の診察 <ul style="list-style-type: none"> <li>:発生件数は、月6件。</li> <li>対応時間は、1件当たり10分程度。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	産科		
病床数	12床	労働者数	25人
対象者数等	勤務医5人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回)：19時～翌9時(月のみ) 17時～翌9時(土のみ) 日直(1人当たり月1回)：9時～17時(日のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去5か月間の実績を調査。</li> <li>○ 宿直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院・外来患者の分娩対応 <ul style="list-style-type: none"> <li>:対応件数は、宿直で月平均1.4件(最大3件)、日直で月最大1件。</li> <li>対応時間は、1件当たり平均54分。</li> </ul> </li> <li>・宿日直中に帝王切開を行うことは、年に最大1件。宿日直医師の対応時間は約1時間。</li> </ul> </li> <li>○ 宿日直中の体制では対処できないような緊急の処置が求められる場合は他病院へ搬送。</li> </ul>		

# 医療機関における宿日直許可事例

(注) 以下の事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。

## 産科

救急指定の別	指定なし		
診療科・部門	産婦人科		
病床数	19床	労働者数	30人
対象者数等	勤務医2人		
宿日直勤務時間	宿直(1人当たり週1回): 17時~翌9時(毎日) 日直(1人当たり月1回): 9時~17時(日・祝のみ)		
対象業務	非常事態に備えての待機		
労基署の調査概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 過去2か月間の実績を調査。</li> <li>○ 宿日直中に発生する通常の勤務時間と同態様の業務の状況は次のとおり。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者の急変対応(予定より早い分娩対応)</li> <li>:発生件数は、月1件。</li> <li>対応時間は、1件当たり30分程度。</li> <li>分娩対応は助産師が行い、産科医は立ち会うのみ。</li> <li>・帝王切開等の手術は、院長が行い、宿日直勤務を行う医師は行わない。</li> </ul> </li> <li>○ 宿日直に対応できる労働者がいない場合は院長が対応。</li> </ul>		

# 医師の宿直義務の例外について

## 1、医師の宿直義務の例外規定

### ○ 医療法（昭和23年法律第205号）（抄）

第16条 医業を行う病院の管理者は、病院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該病院の医師が当該病院に隣接した場所に待機する場合その他当該病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されている場として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

### ○ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）（抄）

第9条の15の2 法第16条の厚生労働省令で定める場合は、病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして当該病院の管理者があらかじめ当該病院の所在地の都道府県知事に認められた場合とする。

## 2、具体的な取扱いについて

※ 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について（施行通知）（平成30年3月22日付け医政発0322第13号厚生労働省医政局長通知）参照

### ○ 法第16条の「隣接した場所に待機する場合」について

#### ア 「隣接した場所」の定義

隣接した場所とは、その場所が事実上当該病院の敷地と同一であると認められる場合であり、次の（ア）又は（イ）いずれかの場所を指すこととする。

（ア）同一敷地内にある施設（住居等）

（イ）敷地外にあるが隣接した場所にある施設（医療機関に併設した老人保健施設等）

※ 公道等を挟んで隣接している場合も可とする。

#### イ 「待機する」の定義

待機するとは、患者の急変時に速やかに緊急治療を行えるよう、備えていることを指すこととする。

### ○ 法第16条の「隣接した場所に待機する場合」に該当しない場合であっても、「速やかに診療を行う体制が確保されているもの」として当該病院の所在地の都道府県知事都道府県知事が認める際の具体的な基準について

以下のア～エを全て満たすものとする。

ア 入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されていること。

イ 入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。

ウ 当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。

特別の事情があって、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。

エ 当該医師が適切な診療が行える状態であること。

当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態で診療を行ってはならない。

※ なお、都道府県知事が認めた後に上記ア～エのいずれかの事項に変更があった場合は、再度都道府県知事の確認を要することとする。

各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室長 様  
各地域保健室長 様

保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

医師の宿直義務の例外規定の改正に係る取扱いについて

「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令の施行について」（以下「医政局長通知」という。）につきましては、平成 30 年 3 月 3 0 日付け医薬第 3 5 3 2 号により通知したところですが、改正後の医療法施行規則 9 条の 15 の 2 の規定について、下記のとおり取り扱うこととしたので、お知らせします。

つきましては、貴管内の郡市医師会及び病院に対し周知願います。

記

1 北海道知事が認める基準について

病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして北海道知事が認める基準は次のア～エのすべてを満たすものとする。

ア 入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されていること。

イ 入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。

ウ 当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。

特別の事情があつて、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。

エ 当該医師が適切な診療が行える状態であること。

当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態で診療を行わないこと。

2 基準に該当する場合で病院に医師を宿直させない場合の取扱いについて

基準に該当する場合で病院に医師を宿直させない場合、当該病院の管理者は別紙様式 1 によりあらかじめ病院所在地の保健所に届け出ることとし、届出事項に変更がある場合は、再度届出を行うこと。

3 受理した報告書のとりまとめについて

受理した届出は月ごとにとりまとめ、翌月の 20 日までに別紙様式 2 を添付し、当課あて送付すること。

4 届出後の確認について

定期の病院立入検査等の機会を通じて、適切に運用されているか確認を行うこと。

連絡先：

医務薬務グループ

電話 011-231-4111 ext. 25-352

FAX 011-232-4108



旭川市保健所長 様  
小樽市保健所長 様  
市立函館保健所長 様

北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

医師の宿直義務の例外規定の改正に係る取扱いについて

平成 30 年 3 月 23 日付け医政発 0322 第 13 号（以下「医政局長通知」という。）の運用については次のとおりとしたので、お知らせします。

つきましては、貴管内の郡市医師会及び各病院に対して周知いただくとともに、届出書の経由事務についてよろしくお願いいたします。

記

1 北海道知事が認める基準について

病院の入院患者の病状が急変した場合においても当該病院の医師が速やかに診療を行う体制が確保されているものとして北海道知事が認める基準は次のア～エのすべてを満たすものとする。

ア 入院患者の病状が急変した場合に、当該病院の看護師等があらかじめ定められた医師へ連絡をする体制が常時確保されていること。

イ 入院患者の病状が急変した場合に、当該医師が当該病院からの連絡を常時受けられること。

ウ 当該医師が速やかに当該病院に駆けつけられる場所にいること。

特別の事情があつて、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること。

エ 当該医師が適切な診療が行える状態であること。

当該医師は適切な診療ができないおそれがある状態で診療を行わないこと。

2 基準に該当する場合で病院に医師を宿直させない場合の取扱いについて

基準に該当する場合で病院に医師を宿直させない場合、当該病院の管理者は別紙様式 1 によりあらかじめ病院所在地の保健所に届け出ることとし、届出事項に変更がある場合は、再度届出を行うこと。

3 受理した報告書のとりまとめについて

受理した届出は月ごとにとりまとめ、翌月の 20 日までに別紙様式 2 を添付し、当課あて送付すること。

4 届出後の確認について

定期の病院立入検査等の機会を通じて、適切に運用されているか確認を行うこと。

連絡先：

医務薬務グループ

電話 011-231-4111 ext. 25-352

FAX 011-232-4108

別紙様式 1

病院医師宿直免除に係る届出書

年 月 日

北海道知事様

保健所長様

住所  
管理者 氏名 ㊟

医療法施行規則第9条の15の2の規定により、病院に医師を宿直させないことについて、次のとおり届け出ます。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 診療科名
- 4 宿直医師を置かない理由
- 5 医療法施行規則第9条の15の2の規定への該当性

医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について	連絡体制	
	連絡を受ける医師の場所	
	医師が適切な診療が行える状態の確保状況	

備考

- 1 宿直しようとする医師の宿舍と当該病院の配置図（200分の1）を添付すること。
- 2 「医師が適切な診療が行える状態の確保状況」について、当該事項が確認できる医療機関内の規程や内規等を添付すること。

別紙様式2

○医療法施行規則第9条の15の規定により届出を行った病院一 平成 年 月 日現在

保健所名: \_\_\_\_\_ 保健所 \_\_\_\_\_

留意事項  
平成30年4月1日以降に届出を受理した病院をすべて記載すること。

	病院名	所在地	届出年月日
1	(記載例)〇〇病院	札幌市中央区北3条西6丁目	H30.5.1
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			